

改正道路交通法の施行により平成27年6月1日から

危険行為を繰り返すと、 「自転車運転者講習」の受講が 義務に

法第108条の2第1項第14号
法第108条の3の4
令第41条の3

信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を
過去3年以内に2回以上繰り返すと、
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

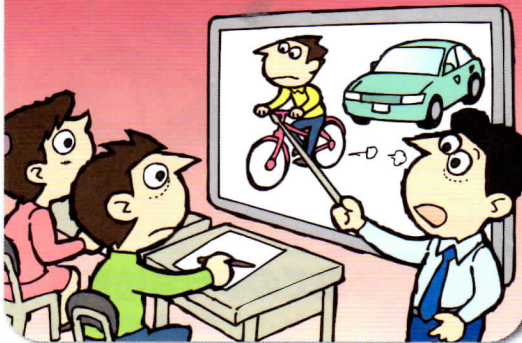


自転車運転者講習

違反者の特性に応じた個別的指導
を含む3時間の講習 規第38条第14項

(講習手数料の標準額は5,700円)

令第43条第1項

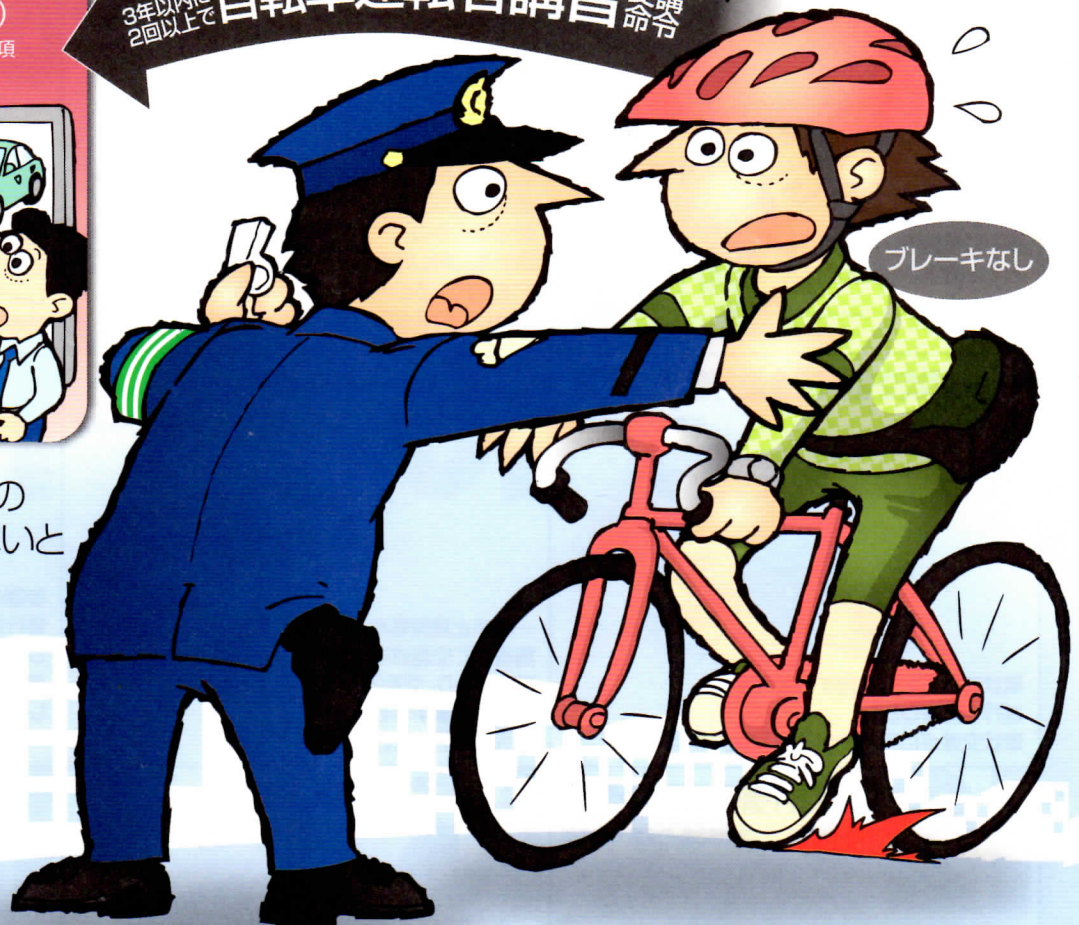


命令を受けてから3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと

5万円以下の罰金!!

法第120条第1項第17号

3年以内に2回以上で自転車運転者講習受講命令



このチラシでは関係法令を次のように略記しています。
「法」 道路交通法 「令」 道路交通法施行令 (政令)
「規」 道路交通法施行規則 (内閣府令)

岐阜北交通安全協会・岐阜北警察署

